栃木県大田原市須佐木
字八重川　二〇四六番四　一号
二〇四六番六　二号
二〇四六番一　三号から十号まで
二〇五一番　十一号から三十二号まで
二〇四六番一四　三十三号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上杉ノ内二号沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路及び水路のうち、その接している区間の道路敷及び水路敷
栃木県大田原市須佐木
字葡萄沢　二〇五〇番二から二〇五〇番一二まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号を結んだ線、本号一に掲げる標柱二十三号から三十三号までを順次結んだ線、標柱一号と本号一に掲げる標柱二十三号を結んだ線及び標柱二十号と本号一に掲げる標柱三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）
栃木県大田原市須佐木
字八重川　二〇五一番　一号から四号まで
字笠木　二〇五二番　五号から十九号まで
字葡萄沢　二〇五〇番五　二十号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
柳田一号沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県大田原市須佐木
字田ノ作　二〇一九番七　一号から十八号まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
蛇尾川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線（標柱四号から八号までは栃木県那須塩原市笹沼字新田西四三四番一内三等三角点を基準点とする。）及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十六年国土交通省告示第六百二十五号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）

栃木県那須塩原市
東遅沢　三四四番九　一号
字河原添　三五一番四　三十一号
字笹沼前　三四七番九地先河川敷　三十二号
西遅沢　字山津　二七一番二　二号
字山中　三一一五番　三号
横林　字御林添　二一一番五　九号
二一一七番一　十号及び十一号
無栗屋　字上山　四〇五番　十七号
字蛇尾川添　二一一八番　十二号
二二一九番八　十三号
二二一九番六地先河川敷　十九号
上横林　字下野山　一五番九　十四号
一五番一〇　十五号
四二六番　十六号
笹沼　字川原向　四三六番二地先河川敷　二十号及び二十一号
字新田西　四三三番四二地先河川敷　二十二号
四三三番二〇　二十三号
四〇五番五　二十四号
字沼上　三七一番　二十五号
字下の林　七三番　二十六号
字柳林　六八番三　二十七号
六二番八　二十八号
六二番九　二十九号
六一番六　三十号
基準点から一九七度一五分二六秒一〇一六・四五五メートルの地点
標柱四号から三二八度四七分〇七秒二〇六・六八二メートルの地点　四号
標柱五号から三四〇度〇〇分二三秒二三八・〇二六メートルの地点　五号
標柱六号から三五〇度三八分〇九秒二〇九・七八八メートルの地点　六号
標柱七号から三二九度二四分五一秒五一九・九八五メートルの地点　七号
八号
(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
総合公園一号沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県塩谷郡塩谷町大字飯岡
字寺屋敷　一四三〇番三　一号から三号まで
一四三六番二　四号
一四三六番一　五号及び六号
一四三〇番一　七号
一四三一番　八号
一四二八番　九号
一四二六番　十号
一四四五番二　十一号
一四四五番六　十二号
一四四四番　十三号から十五号まで
字ホタシメ　一四四二番三　十六号、十七号及び十九号
一四四二番二　十八号、二十号及び二十一号
一四四二番一　二十二号及び二十三号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
糸沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十二年建設省告示第千五百六十号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

栃木県日光市西川
字横平　三一一番一地先河川敷　一号から三号まで及び三十三号から三十五号まで
字春見　二八七番四　四号
二五七番二　五号
二五七番三　六号
二五一番四　七号
四四二番一四　八号
四四二番一二　九号
四四七番二七　十号及び十一号
四四七番一七　十三号
四四一番二　十四号から十七号まで及び二十一号から二十五号まで
四四一番二地先水路敷　十八号
四四〇番一　十九号及び二十号
二四六番二　三十号
二六一番三　三十一号
二八七番二　三十二号
字大畑　一八二番三　十二号
字糸沢　二〇七番四地先道路敷　二十六号
二〇七番二　二十七号
二〇七番二地先道路敷　二十八号
二〇五番六　二十九号

○国土交通省告示第十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大辰川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和六十二年建設省告示第六百七十六号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）